

(平成27年1月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

## 関東神奈川厚生年金 事案 9190

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、55年3月31日に同社を退職したが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。厚生年金基金の記録では、同年4月1日に加入員資格を喪失したことになっている。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における健康保険及び厚生年金基金の資格喪失日に係る記録は昭和55年4月1日となっており、同社は、「過去に退職した社員の退職日に係る資料において、申立人の退職日は昭和55年3月31日となっていることから、申立人の資格喪失日は同年4月1日であると推察できる。」と回答していること、及び雇用保険の記録において、申立人が同年3月31日に同社を離職していることが確認できることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、厚生年金保険料の控除について、「資料が無いため不明であるが、申立人の当社における退職日が昭和55年3月31日であり、雇用保険、健康保険及び厚生年金基金の資格喪失日に係る記録を考慮すれば、申立人の給与から健康保険及び厚生年金基金の保険料を控除しながら、厚生年金保険料のみを控除しなかったと考えられる事情は見当たらない。」と回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、昭和 55 年 4 月 1 日付けで被保険者資格を喪失している者が多数確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されていないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 11 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に支払われた賞与の記録が無い。賞与が振り込まれていることが預金通帳の記録から確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 15 年個人別収支表及び預金通帳の記録から、申立期間において、A社から賞与が支給されたものと認められる。

また、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与明細書において、当該賞与から厚生年金保険料が控除されている。

さらに、同僚の賞与明細書において適用されている保険料率を基に、上記個人別収支表で確認できる夏季賞与 26 万円を申立人の標準賞与額として試算すると、差引支給額は、上記預金通帳における振込額と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記個人別収支表にお

いて確認できる賞与支給額から 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき、平成16年12月24日は55万6,000円、17年7月25日は44万円、18年7月25日は45万7,000円、同年12月25日は58万5,000円、19年7月25日は52万8,000円、同年12月25日は60万円、20年7月25日は54万円、同年12月25日は58万7,000円、21年7月24日は53万5,000円、同年12月25日は61万2,000円、22年7月23日は63万円、同年12月24日は65万円、23年7月25日は54万円、同年12月23日は45万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日  
② 平成17年7月25日  
③ 平成18年7月25日  
④ 平成18年12月25日  
⑤ 平成19年7月25日  
⑥ 平成19年12月25日  
⑦ 平成20年7月25日  
⑧ 平成20年12月25日  
⑨ 平成21年7月24日  
⑩ 平成21年12月25日  
⑪ 平成22年7月23日  
⑫ 平成22年12月24日

⑬ 平成 23 年 7 月 25 日

⑭ 平成 23 年 12 月 23 日

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い。賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与台帳及び申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間①から⑭までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与台帳及び賞与明細書において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間①は 55 万 6,000 円、申立期間②は 44 万円、申立期間③は 45 万 7,000 円、申立期間④は 58 万 5,000 円、申立期間⑤は 52 万 8,000 円、申立期間⑥は 60 万円、申立期間⑦は 54 万円、申立期間⑧は 58 万 7,000 円、申立期間⑨は 53 万 5,000 円、申立期間⑩は 61 万 2,000 円、申立期間⑪は 63 万円、申立期間⑫は 65 万円、申立期間⑬は 54 万円、申立期間⑭は 45 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、58万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 26 日

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無い。預金通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事務担当者が提出した申立期間の賞与に係る資料及び複数の同僚が所持する賞与明細書から判断すると、申立人の申立期間に係る賞与額は58万2,400円であり、標準賞与額58万2,000円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、申立期間に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、複数の同僚が所持する賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」により確認できる配当額と一致している上、当該配当表で確認できる申立人に係る配当額は、上記の振込額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の元事務担当者が提出し



た資料において確認できる申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、58万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は資料が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は1万4,000円、16年2月25日は2万7,000円、同年8月25日は2万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された2003年(平成15年)7月分、2004年(平成16年)1月分及び同年7月分の給与明細書並びに預金通帳(写し)に記載されている内容から判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万4,000円、申立期間②は2万7,000円、申立期間③は2万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散していることから、当時の資料について確認することができないものの、申立人から提出された平成20年4月

17 日付けで同社から送付された文書に記載されている内容から判断すると、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された2004年（平成16年）7月分の給与明細書及び預金通帳（写し）に記載されている内容から判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散していることから、当時の資料について確認することができないものの、申立人から提出された平成20年4月17日付けで同社から送付された文書に記載されている内容から判断すると、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和51年9月16日から同年9月27日までの期間について、A社の事業主は、申立人が同年9月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月27日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月16日から同年9月27日まで  
② 昭和51年11月30日から同年12月1日まで

私は、社名は不確かだが、B社という会社に昭和51年9月に10日間ほど勤務した記憶がある。また、C社について、当時の会計事務所の人から同年11月末までの勤務扱いになると言われ、年金手帳にも、勤務期間について10か月とメモした記憶があるのに、同社における資格喪失日が同年12月1日になっていないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の旧姓の氏名と同一で生年月日及び年金手帳記号番号も同一の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和51年9月16日、資格喪失日は同年9月27日）が確認できる。

また、申立人は、申立期間①において勤務していた会社名についての記憶が不確かであると述べているところ、商業登記簿謄本において確認できる上記のA社の所在地が申立人の記憶する所在地と一致する上、上記の被保険者記録における被保険者期間は申立人の記憶する勤務期間と

おおむね一致していることから、申立人は同社に勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 51 年 9 月 16 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 27 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該厚生年金保険被保険者記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人は、C社に昭和 51 年 11 月 30 日まで勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいと主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人のC社における離職日は昭和 51 年 9 月 13 日となっており、申立期間②における勤務を確認できない。

また、C社は昭和 51 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、ほかに同僚はいないことから、当該期間当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月11日は52万円、同年12月17日、16年8月10日及び同年12月15日は60万円、17年8月10日は55万円、同年12月20日、18年8月8日及び同年12月20日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日  
② 平成15年12月17日  
③ 平成16年8月10日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年8月10日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年8月8日  
⑧ 平成18年12月20日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑧までについて、所持している賞与支給明細書において、支給日の記載は無いものの、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

賞与支給明細書及び普通預金通帳を提出するので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与

から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前記の賞与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 52 万円、申立期間②から④までは 60 万円、申立期間⑤は 55 万円、申立期間⑥から⑧までは 50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと回答しているが、これを確認できる資料を保管しておらず、確認することができない上、多数の同僚が申立期間において賞与の支給を受け、その所持する賞与支給明細書から厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月31日から同年11月1日まで  
夫の厚生年金保険被保険者記録によると、A社B事務所から関連会社であったC社に異動した際の申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間も継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D健康保険組合の被保険者記録及びA社が保管する従業員カードから判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和53年11月1日にA社B事務所からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事務所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票により確認できる昭和53年10月の定時決定の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、A社が保管する

同社B事務所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は昭和53年10月31日と記載されており、事業主は、申立期間当時、資格喪失日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 6 日

年金記録を確認したところ、A社における平成19年12月の執行役員賞与が、厚生年金保険被保険者記録に含まれていない。

厚生年金保険料が控除されている申立期間の賞与支給明細書を提出するので厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書から確認できる保険料控除額及び賞与額から150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 58 年 7 月まで

私は、申立期間に、A社（現在は、B社）に、準社員として入社し、時期は覚えていないが、途中で正社員になり、勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。会社から渡された健康保険被保険者証を使って病院に行った記憶があるので、健康保険に加入していたことは確かである。

調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が申立期間当時加入していたC健康保険組合が保管する同社に係る被保険者台帳から、申立人が昭和53年7月3日から57年12月14日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の被保険者台帳に記載されている者のうち、申立人と同様に、A社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない者が複数確認できるところ、当該同僚のうち一人は、「私は、正社員として勤務していたつもりだったが、平成9年頃、厚生年金保険被保険者記録が無いことを知り、B社に問い合わせたところ、準社員だったので、健康保険にのみ加入し、給与からも健康保険料のみを控除していたという回答があった。」と述べており、別の同僚は、「私は臨時工だったので、会社から、健康保険だけは加入するが、厚生年金保険には加入しないと言われ、国民年金に加入した。」と述べている。

また、A社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、「厚生年金保険には、正社員しか加入しなかったと思う。申立人は当初準社員だったと思うが、職場では社員の区別無く、一緒に勤務していたので、

正社員になった時期は分からない。半年から1、2年ぐらいで正社員になる場合もあるが、人によって違っていた。」とも述べている。

さらに、B社は、「当時の資料が無く、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している上、A社に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 5 日から同年 5 月 1 日まで  
私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された給与台帳により、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の給与台帳によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できるところ、A社は、「申立期間当時、当社では、入社後に試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人は試用期間が4か月で、その後正社員となり、厚生年金保険に加入させたと思われる。厚生年金保険に加入させていない従業員の給与からは、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、A社の当時の同僚は、「A社に入社後、数箇月の試用期間があり、試用期間終了後に厚生年金保険に加入した。」と述べており、当該同僚から提出された給与明細書によると、同社における厚生年金保険被保険者になるまでの期間について厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者であり、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 9196

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 3 日から 45 年 10 月 16 日まで  
A 社（現在は、B 社）に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、厚生労働省の記録では脱退手当金が支給された記録になっているが、脱退手当金を受給した記憶が無い。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額及び支給月数に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 9 か月後の昭和 46 年 7 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、脱退手当金の支給決定前とその後の被保険者期間は別の記号番号となっており、申立期間に係る脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 関東神奈川厚生年金 事案 9203

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
夫は、定年退職するまで継続してA社及び同社の関連会社に勤務していた。

厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないが、夫は途中で会社を辞めたことは無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した労働者名簿により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人は、昭和 20 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失した後、同年 10 月 1 日に、再度、別の厚生年金保険被保険者手帳記号番号で同資格を取得しており、当該記録はオンライン記録と一致している上、遡って訂正される等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

また、上記被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後 10 ページに記載されている被保険者の年金記録を調査したところ、多数の者が、申立人と同様、昭和 20 年 9 月 30 日に資格を喪失しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、A社は、上記労働者名簿のほかに、申立人に係る資料は残って

いないと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 1 日から 23 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 20 年 12 月 1 日から 23 年 3 月末日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では当該期間が被保険者期間となっていない。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された資料によると、A社に係る昭和20年12月現在の名簿に申立人の氏名が記載されている上、申立人は、同社における採用までの過程、業務内容及び当時の職場の様子などについて、具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、進駐軍労務者の管理を行っていたB事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同事務所は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、日本年金機構C事務センターは、「A社という適用事業所は見当たらない。また、B事務所がA社を管轄していたかについては不明であるが、進駐軍労務者は、B事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年4月1日以降に厚生年金保険の被保険者となっている。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月4日から31年7月26日まで  
私は、昭和29年1月にA社（現在は、B社）に入社し、35年2月に退職するまで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の複数の同僚が記憶する自身のA社の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致しておらず、当該同僚は資格取得日の2か月ないし25か月前に入社したと回答していることから、申立期間当時、同社は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった上、従業員ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがえる。

また、上記の複数の同僚から、A社に入社後、厚生年金保険に加入するまでの期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、B社は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について不明であると回答しており、C健康保険組合も、申立人の被保険者記録は確認できないと回答している。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。